

特記仕様書

業 務 名： 令和7年度県営林造成事業 保育間伐 第3号
事業場所： 奈良県五條市西吉野町

(総則)

第1条 本事業の施行にあたっては、この特記仕様書による他、「県営林造成事業標準仕様書」(令和3年4月) (以下「標準仕様書」という)、「県営林造成事業施工管理基準」(平成29年9月) (以下「施工管理基準」という)によるものとする。またこれにより難い場合は、監督職員に対して協議または申し出を行い、指示または承諾を受けるものとする。

(一般的留意事項)

第2条 本事業の施行にあたっては、次の各号に留意すること。

- (1) 設計図書により施工区域をよく確認し、区域外の林内へは立入らないこと。
- (2) 現場における火気に十分注意し、山火事等を起こさないように十分注意すること。
- (3) 他の山林労働者等の現場付近への立入者に対しては、十分に注意し事故防止に努めること。施工区域及び現場への経路上においては、民家、公道等に近接する場合があることから住民、一般の通行人及び通行車両に十分注意し、事故防止に努めること。
- (4) 周辺施設や施工区域周辺の立木等に被害を及ぼすことが無いよう注意して施工すること。
- (5) 受注者は、本事業に係る工程調査、社会保険料等の調査(中退共、林退共等退職金共済を含む加入状況や掛け金額等を対象とする)に協力すること。詳細は監督職員の指示に従うこと。なお調査内容はその目的以外には使用しない。

(安全対策について)

第3条 受注者は本事業の施行に際して安全確保に係る以下の各号に十分注意すること。

- (1) 受注者は、本事業に従事する作業員に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を実施し配置すること。

受注者は、作業員をチェーンソー作業に従事させる場合、同法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第8号に基づく「チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育」を修了した者のみに従事させ、未修了者に従事させてはならない。また、必要な規格(平成31年厚生労働省告示第11号、平成30年6月22付け基発0622第2号のガイドライン)を満たす防護着を使用すること。

- (2) 安全管理作業員は、これら作業員の資格を作業着手前に確認し、定められた防護着を適切に着用、使用しているか等、作業前、作業中を通じ確認するものとする。
- (3) 受注者の作業員が必要資格を取得するためこれら教育訓練に要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 本事業はその特性上、施工が広い範囲に及び、安全管理に困難を伴う事によく留意し、単独作業となる事に起因する現場での事故災害の発生を予防するため、作業員同士の連携、連絡に十分留意する等、必要な措置を講ずること。
- (5) 前各号を踏まえ、安全管理作業員は作業前、作業中、作業後、及び防護着を装着している状況等について適切な安全管理、確認を実施するとともに、適宜その状況について写真による記録管理を行うこと。

(例：危険予知活動、ミーティング、事前事後の作業員の健康チェック等)

- (6) 受注者は、作業員を被保険者とする労働者災害補償保険等各種保険に加入する

こと。加入状況は検査時及び監督職員に提示を求められた際は提示すること。

(受注者の負担)

第4条 次の各号に要する費用は受注者の負担とする。

なお、これらについて発注者に異議を申し立てることはできないものとする。

- (1) 施工に伴う既設の林内歩道の刈り払い等を行う費用。（設計図書において改良等を特に指示したものを除く）
- (2) 林地、林木及び作業員等に対する危険防止費用。
- (3) 検査又は監督に立ち会うための費用及び検査手直しに係る費用。
- (4) 受注者が施工区域内外を問わず立木等を誤伐、損傷した場合の復旧または弁償に係る費用。
- (5) 受注者の作業員が施工に必要な資格を得るための教育訓練に要する費用。

(事業の概要)

第5条 本事業は県営林造成事業により保育間伐を実施するため、次の各号を実施する。

- (1) 選木 (2) 伐倒 (3) 枝払い (4) 玉切り (5) 片付け (6) 小班測量

(事業の内容)

第6条 前条各号の詳細な内容は標準仕様書「2-3-5」による他、次の各号によるものとする。なお、施工地内において立木成立本数、林分成長、立木の形質が施工林分を代表すると認められる部分を標準地とする。

(1) 選木

選木に際しては標準仕様書「2-3-5」に定める優先順位を原則として実施し、標準地で選木を行った後、監督職員に現地確認を受けること。この際の日程については、予め協議し工程表に反映しておくこと。

(2) 伐倒

施工に際しては伐倒木がかかり木とならないよう施工すること。万一かかり木を生じた場合は、受注者の責任と費用において除去すること。

伐採木の突然の落下や、想定外の方法への倒伏を防ぐために、伐倒に際しては必ず受け口を設けて伐倒方向を定めること。さらに必要に応じてロープ等、またはウインチ、チルホール等の牽引具を用いて安全確保を行うこと。

なお、これらの費用は事業費に予め含まれている。

(3) 枝払い

本事業では伐倒木の片付けのため、枝払いは必ず行うものとし、伐倒木を丸太に玉切り、片付ける作業の支障とならない程度に実施する。

なお、伐倒木の滑動を防ぐ程度に枝払いしていない場合、伐倒木を十分固定するのに不十分な場合は、手直しを命じる場合がある。

(4) 玉切り

本事業では前号同様、玉切りは必ず行うものとし、伐倒木を片付けるために小運搬及び集積ができる程度に丸太に玉切りする。

(5) 片付け

本事業では伐倒木の転落、流失を防止するため丸太を水平方向に並べ、集積または固定し、整理するものとする。

検査員及び監督職員が、丸太の集積、固定が不十分と判断した場合、手直しを命じる

場合がある。

特に施工地外との境界付近に該当する場合、周辺の森林に対して不適切な点が無いように片付けを実施すること。

(6) 小班測量

設計図書に指示した箇所において、小班測量を行うこと。実施にあたり、測量杭はL杭など頑丈な物を使用することとし、これに油性インク等により容易に消えないよう測量野帳と一致する番号を記入すること。

現地確認、検査時において杭に脱漏、記入した番号が判別できない等の瑕疵がある場合は、確認と手直しを命じる場合がある。

測量野帳は成果物として提出し、監督員及び検査員の確認を受けること。

(出来型、写真管理)

第7条 保育間伐実施における出来型、写真管理は、第1条及び施工管理基準による他、次の各号によるものとする。

- (1) 作業実施にあたり、標準地の任意の部分に出来型照査用の標準地プロットを作成し、作成状況について、選木実施後、監督職員の確認を受け、検査時に検査員の確認を受けること。
- (2) 前号の標準地プロットの形状は、平面形状が10m×10mの正方形を原則とするが、地形等の理由によりこれにより難しい場合はこの限りではない。
- (3) 各施工地における標準地プロットの箇所数は原則複数の箇所を設けるが、詳細に関しては監督職員の指示によること。
- (4) 標準地プロットにおいては、必ず複数の同一地点を定め、施工前後の状況を比較できる写真を撮影、その管理を行うこと。作業前、作業中、作業後の各時点を可能な限り複数角度から撮影すること。

(その他注意事項)

第8条 施工地近辺には、架線等が設置されている場合があるので、施工に際してはこれらを破損することの無いよう十分注意すること。

また万一、受注者の責任に帰す理由でこれらを破損した場合、その復旧または弁償に係る費用は受注者の負担とする。